

○水質検査結果(施行規則第4条の7第4項 二)

(1)杉沢最終処分場放流水

項目/採水箇所	計量単位	4月27日	5月7日	6月2日	7月1日	8月5日	9月2日	10月7日	11月4日	12月1日	1月6日	2月3日	3月3日	放流水維持管理基準(※)
水温	度	15.2	15.0	19.9	22.7	24.2	23.4	22.9	16.0	11.9	4.7	6.0	6.6	-
水素イオン濃度(PH)	-	7.6	7.6	7.7	7.7	7.7	7.5	7.6	7.6	7.7	7.7	7.8	7.9	5.8-8.6
透視度	度			100以上						72				-
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.3	5.0	4.2	1.4	16.0	4.6	1.6	3.4	2.9	2.7	<0.5	0.5	60
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	4.6	3.7	4.3	2.9	5.6	3.8	3.3	5.0	5.0	3.4	2.8	3.2	90
浮遊物質(SS)	mg/L	4	3	2	<1	2	<1	1	<1	3	<1	2	1	60
窒素含有量	mg/L	5.1	4.9	4.5	4.5	7.4	5.3	2.6	6.6	6.4	6.3	5.0	4.4	120
リン含有量	mg/L			<0.05						0.12				16
n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂)	mg/L													30
n-ヘキサン抽出物質(鉱油)	mg/L			<0.5						<0.5				5
フェノール類	mg/L			<0.1						<0.1				5
銅及びその化合物	mg/L			<0.1						<0.1				3
亜鉛及びその化合物	mg/L			<0.1						<0.1				2
鉄及びその化合物	mg/L			<0.1						<0.1				10
マンガン及びその化合物	mg/L			<0.1						0.4				10
クロム及びその化合物	mg/L			<0.1						<0.1				2
ふっ素及びその化合物	mg/L			<1						<1				15
大腸菌群数	個/cm3			0						0				3000
ほう素及びその化合物	mg/L			<1						<1				50
カドミウム及びその化合物	mg/L			<0.003						<0.003				0.03
シアン化合物	mg/L			<0.1						<0.01				1
有機リン化合物	mg/L			<0.1						<0.1				1
鉛及びその化合物	mg/L			<0.01						<0.01				0.1
六価クロム化合物	mg/L			<0.005						<0.005				0.5
ヒ素及びその化合物	mg/L			<0.005						<0.005				0.1
水銀及びアルキル水銀その他化合物	mg/L			<0.0005						<0.0005				0.005
アルキル水銀化合物	mg/L			不検出						不検出				不検出
ポリ塩化ビフェニル	mg/L			<0.0005						<0.0005				0.003
トリクロロエチレン	mg/L			<0.01						<0.01				0.1
テトラクロロエチレン	mg/L			<0.01						<0.01				0.1
アンモニア化合物他	mg/L			3.2						4.1				200
チウラム	mg/L									<0.006				0.06
シマジン	mg/L									<0.003				0.03
チオベンカルブ	mg/L									<0.02				0.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L									<0.3				3.0
四塩化炭素	mg/L									<0.002				0.02
ジクロロメタン	mg/L									<0.02				0.2
1,2-ジクロロエタン	mg/L									<0.004				0.04
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L									<0.006				0.06
1,1-ジクロロエチレン	mg/L									<0.1				1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L									<0.04				0.4
1,3-ジクロロプロペン	mg/L									<0.002				0.02
ベンゼン	mg/L									<0.01				0.1
セレン及びその化合物	mg/L									<0.01				0.1
1,4-ジオキサン	mg/L									<0.05				0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/l			0.045										10

放流水維持管理基準(※):一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の維持管理の基準を定める省令による。

(2)地下水(月1回)

項目/採水箇所	計量単位	4月27日	5月7日	6月2日	7月1日	8月5日	9月2日	10月7日	11月4日	12月1日	1月6日	2月3日	3月9日	周縁地下水環境基準(※)
塩化物イオン	mg/L	8.0	7.6	9.1	9.0	9.0	8.8	8.3	6.8	7.4	9.3	9.5	9.2	-
電気伝導度	mS/m	22	22	23	23	22	22	22.0	24	24	24	24	23.0	-
カドミウム	mg/L									<0.0003				0.003
シアン	mg/L									不検出				不検出
鉛	mg/L									<0.001				0.01
六価クロム	mg/L									<0.01				0.05
ヒ素	mg/L									<0.001				0.01
水銀	mg/L									<0.0005				0.0005
アルキル水銀	mg/L									不検出				不検出
PCB	mg/L									不検出				不検出
トリクロロエチレン	mg/L									<0.001				0.01
テトラクロロエチレン	mg/L									<0.001				0.01
ジクロロメタン	mg/L									<0.002				0.02
四塩化炭素	mg/L									<0.0002				0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L									<0.0004				0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L									<0.01				0.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L									<0.03				1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L									<0.0006				0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L									<0.0002				0.002
チウラム	mg/L									<0.0006				0.006
シマジン	mg/L									<0.0003				0.003
チオベンカルブ	mg/L									<0.002				0.02
ベンゼン	mg/L									<0.001				0.01
セレン	mg/L									<0.001				0.01
1,4-ジオキサン	mg/L									<0.005				0.05
1,2-ジクロロエチレン	mg/L									<0.004				0.04
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L									<0.0002				0.002
ダイオキシン類	pg-TEQ/l			0.000067										1

周縁地下水環境基準(※):一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の維持管理の基準を定める省令による。

地下水下流(月1回)

項目/採水箇所	計量単位	4月27日	5月7日	6月2日	7月1日	8月5日	9月2日	10月7日	11月4日	12月1日	1月6日	2月3日	3月3日	周縁地下水環境基準(※)
塩化物イオン	mg/L	4.8	4.1	5.0	4	4.8	5.8	4.4	4.4	4.9	4.3	4.2	4.1	—
電気伝導度	mS/m	10	9.9	10	11	11	11	11	11	12	11	10	9.3	—
カドミウム及びその化合物	mg/L									<0.0003				0.003
シアン化合物	mg/L									不検出				不検出
鉛及びその化合物	mg/L									<0.001				0.01
六価クロム化合物	mg/L									<0.01				0.05
ヒ素及びその化合物	mg/L									0.002				0.01
水銀及びその他の水銀化合物	mg/L									<0.0005				0.0005
アルキル水銀化合物	mg/L									不検出				不検出
PCB	mg/L									不検出				不検出
トリクロロエチレン	mg/L									<0.001				0.01
テトラクロロエチレン	mg/L									<0.001				0.01
ジクロロメタン	mg/L									<0.002				0.02
四塩化炭素	mg/L									<0.0002				0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L									<0.0004				0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L									<0.01				0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L									<0.004				0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L									<0.03				1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L									<0.0006				0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L									<0.0002				0.002
チウラム	mg/L									<0.0006				0.006
シマジン	mg/L									<0.0003				0.003
チオベンカルブ	mg/L									<0.002				0.02
ベンゼン	mg/L									<0.001				0.01
セレン	mg/L									<0.001				0.01
1,4-ジオキサン	mg/L									<0.005				0.05
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L									<0.0002				0.002
ダイオキシン類	pg-TEQ/l			0.00016										1

周縁地下水環境基準(※): 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の維持管理の基準を定める省令による。

○水質悪化の場合に講じる措置(施行規則第4条の7第4項 ホ)

該当なし